

第4節

関東平野空軍施設整理統合計画 (KPCP)への取組の開始

(昭和48年1月23日)

....Outline....

政府は、かねてより施設・区域の整理縮小を米側に要望していたところであるが、昭和47年1月、「佐藤・ニクソン合意」を契機として、日米間で特別作業班を設置して施設・区域の整理・統合計画について検討がなされることとなった。その結果、府中空軍施設、キャンプ朝霞（南部分）の大部分、立川飛行場（大和航空施設を含む。）、関東村住宅地区、ジョンソン飛行場住宅地区の大部分、水戸空対地射爆撃場が返還され、これらの施設・区域の機能の大部分は横田飛行場に集約されることとなった。

防衛施設庁は、この計画を円滑に実施するため「施設区域移設対策本部」を設置して対応するとともに、これらの施設・区域で勤務する駐留軍等労働者の雇用の安定等のために最大限の努力を払った。

● 背景と経緯

昭和48年1月23日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）第14回会合（日本側出席者：大平外務大臣、増原防衛庁長官 米側出席者：インガソル駐日大使、ガイラー太平洋軍総司令官）において、関東平野空軍施設整理統合計画（KPCP）が話し合われた。

これは、我が国における全国的かつ急速な都市化といった最近の社会、経済及び環境の変化と、昭和47年1月のサン・クレメンテにおける「佐藤・ニクソン合意」において、沖縄における施設・区域について、日米安保条約の目的に合致し相互に受諾可能な調整を図ることとされたことを契機として、本土及び沖縄の双方において、施設・区域の統合を一層実施すべきであるとの日本側の考えに基づくものであった。

これに対して米側は、我が国における施設・区域の



横田飛行場

(国土地理院撮影の空中写真
(昭和47年撮影))

数を削減し残余を統合する努力を払う際には、我が国の人口稠密地域における土地問題の深刻化及び日米安保条約の目的上必要でなくなった施設・区域の返還に係る要望を考慮し、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する施設・区域を日本において維持することが米側の意図であるとして、施設・区域及び人員の削減の多くは我が国内における統合によるものであって、日米安保条約における米国の義務を遂行する能力はこれによって影響を受けるものではない旨言及した。

SCCは、過去数ヶ月間継続した日米両政府間の協議を通じて取りまとめられたKPCPを検討した結果、このような整理・統合が日米両国の利益と政策に合致するものであると認め、KPCPを了承した。

● KPCP の内容

昭和53年4月10日 防衛施設広報 No. 432 (8)

かねてから実施中の関東空軍施設整理統合計画（いわゆるKPCP）による移設工事についてその概要を紹介いたします。

一、KPCPとは

KPCPとは、関東空軍施設整理統合計画（KPCP）の略称で、日米軍施設の整理統合計画の一環として、関東平野に所在する米空軍施設を横田飛行場に整理統合するもので、昭和四十五年度から実施していたグラント・ハイツ住宅地区及び武蔵野住宅地区の移設工事に引き続き行われるものである。昭和四十八年度から実施し現在に至っているものである。

二、計画の経緯について

この計画は、昭和四十七年一月アメリカ合衆国のサンクレメンテにおける日米首脳会談において協議され、これを受けて引き続き日米調整の結果、府中空軍施設の大部分、キャンプ朝霞（南部分）の大部分、立川飛行場（大和航空施設を含む）、関東村住宅地区、ジョンソン飛行場住宅地区の大部分、水戸空対地射爆撃場の六施設を統合して返還することが、昭和四十八年一月の第十四回日米安全保障協議委員会（以下「日米安保協委」）で承認され、横田飛行場に施設を集約移設することで日米合同委員会が合意されたものである。

三、移設工事の概要について

この計画により実施した移設工事は、

住宅、幼稚園、小学校、体育館、事務所、病院、倉庫、銀行、消防署、郵便局、劇場等々、あまたの建物の小都市を建設するようであった。

なお、移設工事に伴い基地外工事としては、地元自治体等の関係市町の協力を得て、基地外に給水工事、雨水排水工事、道路工事等を実施しました。

四、移設工事の要請

この計画実施に要した経費は約四億三千万円に達する。この移設経費の大部分が国庫負担であることから、その返還を確保することが可能であることなどの理由により特定国庫負担金特別会計により実施されました。

五、関係公共団体の対応について

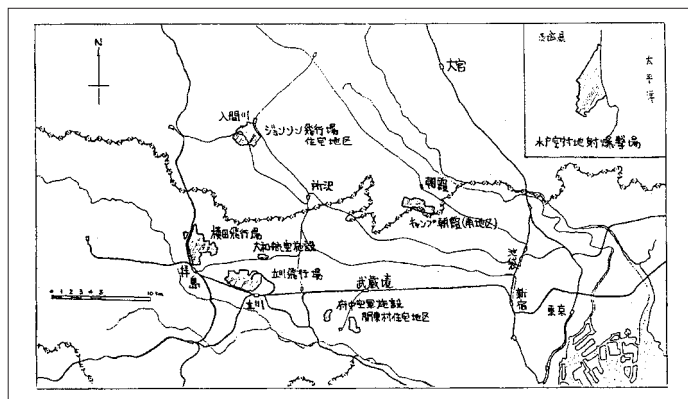
この移設計画の対象となった施設は首都圏に所在しているため、関係地方公共団体等から都市の再開発等を妨げているとして、かねてよりその返還を要請されていたものであり、移設計画により施設が返還されることについては、移設対象施設関係地方公共団体等においては大いに歓迎されましたが、移設先となる横田飛行場の関係地方公共団体等からはその受け入れについて当初反対の意向が示された。しかしながら、最終的には横田飛行場の関係地方公共団体等の理解と協力が得られ、また、当局としても周辺対策事業の強化等により努力を払うこととし、この移設計画を遂行したものです。

六、移設工事実施に当たっての体制

移設工事を実施するに当たり、日米調整を行わなければならないことが多岐にわたった。また、合衆国側の移設工事の基本方針等については本庁と在日米軍との間に特別作業班（S-W-G）を設置し、その会議は八十数回に及び、一方、設計・工事実施の細部調整のため、設計部、工事部、現場事務との間で設計部、工事部、現場事務との間で調整が行われてきた。

七、施設返還後の状況について

以上の経過により、この計画の進展に伴い、昭和四十八年六月から返還が実現され、昭和五十二年十一月の立川飛行場の全面返還をもってこの計画による大部分の返還がなされました。



KPCPの概要（昭和53年4月10日 防衛施設広報）

KPCPにおいては、関東平野における米空軍の施設・区域を大幅に削減し、その機能の大部分を横田飛行場に統合することとされた。具体的には、①府中空軍施設の大部分、②キャンプ朝霞（南部分）の大部分、③立川飛行場（大和航空施設を含む）、④関東村住宅地区、⑤ジョンソン飛行場住宅地区の大部分、⑥水戸空対地射爆撃場の機能を横田飛行場に統合し、これらの施設・区域を返還することとされた。

また、米国は、キャンプ淵野辺を、昭和49年3月を目途として、我が国による代替施設の提供後、返還することとするほか、相模原市の在日米陸軍医療センター、横浜市内の住宅及び関連施設、佐世保地区の米海軍関連施設の移転・整理に関して、今後とも

日米双方が協議を継続することとされた。

さらに、KPCPに関連して、岩国飛行場内の米軍施設について、我が国による改善等が実施されることとなった。

KPCPにおいて返還することとされた施設・区域については、昭和48年6月から逐次返還が実現され、昭和53年7月10日、キャンプ朝霞の一部返還をもって返還が完了した。



キャンプ朝霞
(国土地理院撮影の空中写真（昭和41年撮影）)



キャンプ朝霞跡地（現陸上自衛隊朝霞駐屯地など）
(国土地理院撮影の空中写真（平成13年撮影）)



関東村住宅地区
(国土地理院撮影の空中写真（昭和46年撮影）)



関東村住宅地区跡地（現調布飛行場など）
(国土地理院撮影の空中写真（平成13年撮影）)

● 施設区域移設対策本部の設置

防衛施設庁は、KPCPの実施が、施設部及び建設部の双方の事務に密接に関係するものであり、かつ、移設が必要となる施設・区域が多数に及ぶものであることから、これを契機として、KPCPをはじめとする施設・区域の移設に全庁的に取り組む体制を整備する必要があると判断し、昭和47年6月19日、同庁に施設区域移設対策本部を設置した。

同本部は、

- ① 移設に関する全体計画の作成及び移設計画の立案並びに予算に関すること
- ② 移設工事の計画の基本に関すること
- ③ ①及び②に関する米軍、利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉並びにこれらの間の意見の調整に関すること

を一元的に所掌するものとされ、総務部調停官を本部長、施設部連絡調整官を副本部長として、移設対策企画室、移設対策工事室及び移設対策連絡調整室の3室に施設部及び建設部の各課の約20名の職員（翌48年3月には約30名の職員）を室員として配置し、編成された。

● 地元の反応

KPCPにおいて返還されることとなった施設・区域の地元では、KPCPは歓迎され、その跡地利用計画の策定が進行した。

しかし、その機能が集約されることとなる横田飛行場の地元（福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村町及び瑞穂町）では、KPCPの実施が横田飛行場の基地機能を強化し、ひいては同飛行場の永久化、固定化につながるとして反対を表明した。

特に、福生市はその区域の約3分の1を横田飛行場が占めることもあり、当初、KPCPに対して強い反発を示したが、昭和48年に入り、この計画の実施に関連して国が468億円にのぼる同飛行場に関係する周辺整備対策事業費を確保すること等を条件として、容認する姿勢を示すに至った。

なお、この福生市の要求は、後の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）」（昭和49年法律第101号）の制定に至る大きな要因の一つとなったところである（本章第7節参照）。

● 駐留軍等労働者の雇用の安定等のための取組

KPCPの実施は、施設・区域の整理・統合のみならず、KPCPが実施される向こう3年間（昭和51年3月までの間）に相当数の駐留軍等労働者の削減を伴うこととなることから、そこで働く駐留軍等労働者の雇用にも大きな影響を及ぼすものであった。

このため、日米両政府は、その再就職を援助するためのあらゆる努力を尽くすことをあわせて確認した。

防衛施設庁は、KPCPの実施などに伴い離職を余儀なくされた駐留軍等労働者のために、全国8ヶ所に所在する公益法人駐留軍離職者対策センターに対し、新たに求人開拓費を助成することとした。

また、昭和49年1月及び4月に、「駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令」（昭和33年政令第131号）の一部を改正し、駐留軍等労働者が離職を余儀なくされた場合等に支給される特別給付金について、段階的に43%増しという増額措置を行った。

これに関連して、昭和49年4月、総理府に置かれている中央離職者対策協議会においては「駐留軍関係離職者対策大綱」が決定され、閣議にも報告された。

これに基づき防衛施設庁をはじめとする関係機関による駐留軍等関係離職者に対する特別措置として、引き続き「駐留軍関係離職者等臨時措置法」（昭和33年法律第158号）に基づく施策の充実を図ることとした。

● 特別会計の活用等

KPCPにおいては、米側から返還される施設・区域の大部分は国有財産であったことから、その返還跡地を処分することにより、返還の条件とされた施設整備の財源を得ることが可能であったことから、特定国有財産整備特別会計を設けて実施されることとなった。

他方、KPCPの実施に係る建設工事は、当時の好景気の影響を受け、受注業者の確保が困難であったことや経費の高騰などによる多くの困難の中実施された。

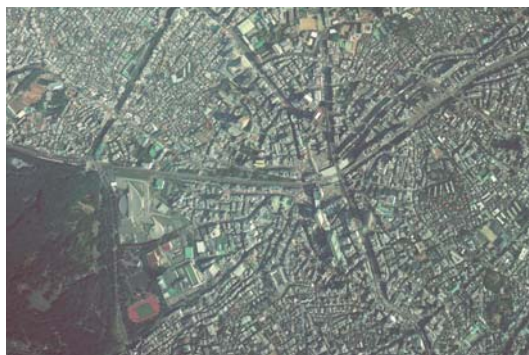
● その他の本土における施設・区域の整理統合

KPCP以前においても、本土に所在する施設・区域の整理統合は相当程度進んでおり、対日平和条約の発効後、日米間の合意に基づき、全国で百数十の施設・区域が約30の施



ワシントンハイツ

（国土地理院撮影の空中写真（昭和40年撮影））



ワシントンハイツ跡地（現国立代々木競技場など）

（国土地理院撮影の空中写真（平成18年撮影））

設・区域に集約移転された。

また、昭和39年10月に開催された東京オリンピックに先立ち、政府は米側に対し選手村建設用地等のためワシントンハイツ住宅地区、リンカーンセンターの返還を求め、その代替施設を調布市所在の施設・区域等に建設することとした。なお、この建設工事については建設省が担当した。

昭和40年代に入り、我が国の経済発展に伴って、施設・区域周辺の都市化が進行し、当該地域における地域開発計画等のため施設・区域の返還や集約移転要望が切実な問題となった。

このような情勢を背景に、日米安保条約の目的達成と我が国の国民生活及び経済発展との調和を図るため、昭和43年12月の第9回SCCにおいて、多摩弾薬庫等の約50の施設・区域の整理統合計画が承認された。

この計画に係る代替施設の建設工事は一元的に防衛施設庁が実施することとなり、施設部連絡調整官及び同部施設取得課が対米調整及び計画の策定を、建設部が建設工事をそれぞれ担当した。

● 沖縄における整理・統合計画

KPCPが進行していたこの時期、SCCでは、本土における施設・区域の整理・統合と併行して、沖縄における施設・区域の整理・統合計画についても鋭意検討された。

この結果、那覇空港を①嘉手納飛行場における代替施設の提供、②普天間飛行場における施設の改善等の措置が我が国によって実施された後、完全返還することなどに日米間で原則的に合意した（本章第6節参照）。

KPCP と法改正運動

元福生市助役
(当時：福生市秘書調査室秘書調査係長)
坂本 昭氏



昭和48年1月、関東平野地域に所在する米空軍施設を削減し、その大部分を横田基地に統合するという関東空軍施設整理統合計画（KPCP）が発表されました。

当時の石川常太郎市長は、「日本国民が等しく負うべき諸々の困難を、基地周辺の限られた住民が負うという事は、あまりに不公平であり、容認しがたいことである。基地など所在しないことを強く望んでいる。しかし、国家があって市民の平安な生活が保障され、その国家の存立の一端を基地が担っているということになると、軽々な行動は慎むべきである。いたずらに市民を反基地運動に駆り立てることより、より一層の平安な市民生活の保障の方策を国に実行させることが重要である。」と考え、市議会との協議を経て同月に集約によって生じる諸々の代償として総額468億円に及ぶ基地対策に関する要望書を国に提出したのであります。

この要望事項の完全実施を目指し、昭和41年制定の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の改正運動に全力を傾注するという市長の方針の下、新たに市長秘書と基地対策を担当する秘書調査室が設置され、私は秘書調査係長を命ぜられ、以来市長の赴くところは、常に随行するとともに、基地対策の調整、折衝役として長年にわたり、東京施設局や施設庁本庁の皆様大変お世話になったのでございます。

当時の市長の動静については、退任後に著述された回想録の中で「それにしても、この集約の話がありましてからは、私と議員諸氏は、連日のように総理官邸、防衛庁、施設庁、自治省等を尋ね、陳情を繰り返しました。国会や自民党国防三部会へも随分陳情いたしました。かように、当時は、陳情が私の主たる仕事でございました。」と記述されているとおり、市役所をほとんど留守にするという状況でした。

こうした福生市の動向は、他の横田基地関係市町にも波及し、集約化反対決議をしていた自治体も含め、8月に基地対策の抜本的改善と諸事案の実施を求める要望書が提出され、関係市町の足並みが揃ったことにより、KPCPの第一期工事が着手されました。

また、全国の基地関係市町村からも「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の改正を求める声が高まる中で、防衛庁、施設庁におかれましては、基地問題の重要性に鑑み、新たな立法措置により防衛施設周辺の生活環境を積極的に整備する方針をうちだされ、全庁挙げての取組をいただき、昭和49年「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を制定され、市民会館、中央図書館をはじめ各要望事業の積極的かつ重点的な実施に努めていただいております。

平成18年の市政世論調査によりますと、横田基地の賛否については、あって当然、やむを得ないとする《肯定派》が約81%で、このうち、基地対策の充実を前提にやむを得ないと回答した者が《肯定派》の約7割となっています。このことは、市民の多くが石川市長の対応を支持していることを表していると言えます。

KPCPという国策の円滑な推進と市民生活の安定と向上を目指し、法改正運動に奔走された当時の石川市長を偲びつつ、拙い一文を書かせていただいた次第です。